

群馬県アスリート就職支援事業「アスリート・ジョブサポートぐんま」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内におけるアスリートの就職を支援するために実施する、群馬県アスリート就職支援事業「アスリート・ジョブサポートぐんま」(以下「アスジョブぐんま」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 アスジョブぐんままで実施する事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) アスリートの求人・求職に関する相談、求人・求職申込み受付
- (2) 職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づく無料職業紹介事業
- (3) (1)の登録者に対する情報発信
- (4) その他上記の事業を実施するために必要な事業

(実施場所)

第3条 アスジョブぐんまは、県地域創生部スポーツ局スポーツ振興課において実施する。

(事務担当者)

第4条 アスジョブぐんまの事務担当者は、県地域創生部スポーツ局スポーツ振興課の職員とする。

(対象者)

第5条 アスジョブぐんまに求人できる企業等(以下「求人者」という)は、次の各号全てを満たすものとする。

- (1) 県内に本社又は事業所を有する企業等
- (2) 採用したアスリートの競技活動に配慮できる企業等

2 アスジョブぐんまに求職できる者(以下「求職者」という)は、次の各号全てを満たすものとする。

- (1) 原則として、公益財団法人群馬県スポーツ協会(以下「県スポーツ協会」という。)に加盟している団体の競技に取り組んでいる者
- (2) 採用予定年度から過去4年間のうちに、全国規模のスポーツ大会において8位以内の成績を収めた者
- (3) 就職後も全国大会や国際大会での活躍を目指しており、競技引退後は指導者として後進の育成・指導を希望する者

(求人登録)

第6条 求人の申込みは、求人者が事業所登録書(様式第1号)及び求人票(様式第2号)に必要な事項を記載し、アスジョブぐんまに来所又は郵送、電子メールにて提出するものとする。ただし、事業所登録書については、変更がない限り、初回のみ提出するものとする。

(求職登録)

第7条 求職の申込みは、求職者がエントリーシート(様式第3号)に必要な事項を記載し、アスジョブぐんまに来所又は郵送、電子メールにて提出するものとする。その際には県スポーツ協会加盟競技団体が作成した推薦書(様式第4号)も併せて提出するものとする。

(求人者及び求職者に交付する書類)

第8条 アスジョブぐんまは、求人者の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、取扱職種の範囲等、苦情の処理に関する事項、求人者の情報及び求職者の個人情報に関する事項について、書面又は電子メール等で、求人者及び求職者に明示するものとする。

(求人及び求職管理簿)

第9条 アスジョブぐんまは、求人及び求職について、求人管理簿(様式第5号)及び求職管理簿(様式第6号)を作成し、管理するものとする。

(職業紹介の基本方針)

第10条 アスジョブぐんまは、求職者に対しては、法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者の希望と能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めるものとする。

(職業紹介の手続き)

第11条 アスジョブぐんまは、求職者に対し、紹介しようとする求人者の求人登録内容を書面等により交付し、意向を確認するものとする。なお、求人者の同意を得られた場合に限り、希望者に対して企業見学等を実施する。

2 アスジョブぐんまは、前項の紹介について、求職者が同意したときは、求人者に対し、求職者紹介通知書を送付し、求職者を紹介するものとする。

3 求人者は、前項の紹介があった場合は、求職者の面接・試験等を実施し、採否結果について、アスジョブぐんまへ報告するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、アスジョブぐんまに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和2年8月24日から施行する。